

2026年(令和8年)3月13日

明石市長  
丸谷 聡子 様

明石市上下水道事業経営審議会  
会長 瓦田 沙季

## 明石市水道事業の経営基盤の強化及び次期明石市水道事業経営戦略の策定について(答申)

明石市上下水道事業経営審議会は、2024年(令和6年)10月31日付け明水総第29号で諮問のあった「明石市水道事業の経営基盤の強化及び次期明石市水道事業経営戦略の策定」について、各委員の幅広い視点から、慎重に審議を重ねてきた。

その結果、明石市水道事業の将来を見据えた経営基盤の強化には、水道料金改定が避けられないとの結論に至るとともに、本審議会として、今後の水道事業経営の指針となる「明石市水道事業経営戦略」をとりまとめたので、ここに答申する。

### 記

#### 1 はじめに

明石市水道事業は、昭和3年に創設されて以来、給水人口の増加や経済発展などに伴う水需要の増加に対応して、複数回の拡張事業を重ね、安全で安心な水道水を安定的に供給してきた。

近年は、水需要の減少傾向に伴い水道料金収入が減少する一方で、水質対策や施設の老朽化対策等に要する費用が増加するなど、経営環境は厳しさを増している。

このような状況下で明石市水道事業は、平成29年3月に「明石市水道事業経営戦略」を策定し、明石川河川水を廃止して他事業体から新規受水を行う水源転換を最重要施策と位置付け、広域連携の推進や更新需要の抑制等による健全な水道事業経営に努めてきた。

本審議会では、現在の物価高騰や金利上昇を始めとするさらなる社会経済情勢の大きな変化に対しても、長期的かつ安定的な経営を今後も継続していくため、明石市長から諮問を受けた「明石市水道事業の経営基盤の強化及び次期明石市水道事業経営戦略の策定」について、8回にわたり各委員の幅広い視点から、慎重に審議を重ねた。

## 2 経営基盤の強化策

明石市水道事業では、平成17年度に水道料金の抜本改定を行って以降、20年以上にわたり水道料金を据え置きしてきた。その間、各種の経営改善に取り組んできたが、多量使用者の水道離れなどにより、有収水量が減少し、令和6年度決算において、3年連続で営業損失を計上するなど、現行の水道料金体系及び水準は使用実態に即していない状況となっている。

加えて、財政シミュレーションの結果では、近い将来には資金残高が不足することが見込まれるため、今後の水道事業の安定的な経営継続は危うい状況である。

今後も老朽施設の計画的な更新等を着実に実施し、水道事業の健全な運営かつ適正な水道料金収入を確保して経営基盤を強化するためには、水道料金改定が避けられないことから、以下に示す項目をもとに、水道料金改定に向けた取組を進められたい。

### (1) 料金改定時期

水道料金改定は、できる限り早期に行うことが望ましいが、利用者への周知期間等を考慮して、令和9年4月1日とすることが妥当である。

### (2) 料金改定率

水道事業の維持・運営に必要な原価に加えて、将来的な水道施設の更新等に必要な費用（資産維持費）も見込んで、財政シミュレーションの検討を行った。

その結果、令和9年度から令和12年度までの4年間で年平均約59.9億円の料金収入が必要となるため、料金改定率を平均約21%とすることが妥当である。

### (3) 料金体系

経営基盤の強化と負担の公平性を実現するため、多量使用者の負担に依存した逡増度が高い水道料金体系を改め、少量使用者にも使用水量に応じて負担を求める観点のもと、以下のとおり、基本料金に一定の使用量が含まれる基本水量を廃止するとともに、逡増度の緩和と原価割れの改善を図る水道料金体系が妥当である。

- ① 二部料金制（基本料金＋従量料金）で用途別口径別の料金体系は維持
- ② 基本水量は廃止
- ③ 新たな基本料金と従量料金の料金表（案）は表1のとおり
- ④ 湯屋用と工事用の従量料金は据え置き

表1 料金表（案）

1 か月あたり（税抜き）

用途	メーター口径	基本料金	従量料金(1 m <sup>3</sup> あたり)
一般用	13mm	990円	0～10m <sup>3</sup> まで 52円 11～20m <sup>3</sup> まで 141円 21～30m <sup>3</sup> まで 192円 31～40m <sup>3</sup> まで 255円 41m <sup>3</sup> 以上 281円
	20mm		
	25mm		
	40mm	5,430円	
	50mm	13,170円	
	75mm	26,580円	
	100mm	51,850円	
	150mm	135,230円	
湯屋用	13～150mm	一般用の口径別と同様	75円
工所用	13～150mm	//	660円

### 3 明石市水道事業経営戦略

本審議会は、水道事業を健全に経営するための指針として、「明石市水道事業経営戦略」をとりまとめた。計画期間は、3期分の財政計画期間である令和9年度から令和20年度までの12年間とし、明石市水道事業が今後優先的に取り組むべき方向性として、以下の3項目を掲げた。

本審議会がとりまとめた経営戦略をもとに、明石市水道事業として、利用者への周知を図りながら、水道事業の最上位計画となる「明石市水道事業経営戦略」を策定されたい。

#### (1) 【安定給水】水源転換による安定水源の確保

安定的な水源水質を確保するため、県営水道の更なる増量受水（変動受水）を実現するとともに、長期的な更新費用の抑制に資する、鳥羽浄水場の廃止に向けた取組を進める。

#### (2) 【コスト抑制】実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新

効果的かつ計画的な管路の更新を図るため、以下のとおり、新たな管路更新基準及び最適な手法を設定する。

##### ① 更新基準年数の見直し

前回の経営戦略における管路の更新基準年数は、法定耐用年数以上の本市独自の基準を設定していたが、国土交通省の設定例に準拠した更新サイクルに改めた管路の更新基準を設定する。

## ② 基幹管路のダウンサイジング

口径 300mm 以上の中大口径管路を対象として、将来の水需要に応じた口径への見直し（口径のダウンサイジング）を実施する。

## ③ 老朽管の効率的な更新

異常等の発生時に大きな影響が想定される基幹管路は、「予防保全」により前述①で提示した基準に基づき更新するとともに、異常等が生じても影響が小さく、早期に修繕が可能である末端管路は、「事後保全」により更新する。

## (3) 【健全経営】安定的に料金収入が確保できるスキームの構築

長期的かつ安定的に経営基盤を強化するため、物価高騰などの経済情勢、人口減少などの社会情勢を踏まえ、定期的に水道料金の妥当性を評価したうえで、概ね4年ごとに値上げ、値下げ又は据え置きを判断する。

## 4 その他

### (1) 利用者への周知

水道料金改定及び経営戦略の策定にあたっては、十分な周知期間を確保したうえで、答申や経営戦略の内容など、利用者に丁寧に説明を行うとともに、理解を得られるよう努められたい。

また、将来にわたり、健全かつ安定した水道事業経営を行うには、利用者の理解と協力が不可欠であるため、日常的に広く利用者とのコミュニケーションを図り、わかりやすく丁寧な広報活動を行われたい。

### (2) 生活弱者への配慮

今回の水道料金改定は、少量使用者に一定負担を求める料金表（案）となっているため、真に生活に困窮している方への配慮として減免制度も検討されたい。

なお、減免にかかる財源としては、受益者負担の原則を担保するために、水道料金を充当するのではなく、福祉施策等として一般会計が負担するものとして検討を進められたい。

### (3) 持続可能な経営改善

持続可能な水道事業経営を行うにあたっては、明石市下水道事業等の関連部局や他事業体との連携に加え、DX推進等による業務改善など、引き続きできる限りの経営改善に努められたい。

また、将来的な施設廃止に伴う遊休資産の活用、更なる広域化等の検討にあたっては、既成概念にとらわれず多様な視点からの取組を進められたい。

なお、水道事業は市民生活に不可欠であるため、職員の技術継承及び災害時の迅速対応等を踏まえた組織体制を維持・構築されたい。

#### (4) 目指すべき料金体系

今回の料金表(案)は、激変緩和の考えのもと、水量区分の数を5区分としているが、将来的に目指すべき水量区分の数は、本市の使用実態を踏まえ3区分となるよう努力されたい。

なお、令和9年4月1日以降、さらに料金改定を行う必要が生じた場合は、利用者の生活に与える影響が大きいため、改めて本審議会のなかで議論されたい。

## 5 さいごに

本審議会では、水道事業の現状や課題等について、約1年半にわたり活発に議論を続けてきた。今回の答申は、将来世代に現役世代の負担を先送りしない、持続的に経営基盤を強化する視点と受益者負担の原則の観点から、意見の集約に至った。

明石市水道事業においては、引き続き、施設の老朽化や耐震対策などを計画的かつ着実に実施するとともに、職員の確保やDX推進等により業務改善を図るなど、将来にわたって利用者の生活を支え続けることができる健全かつ安定的な水道事業経営が継続することを期待する。

加えて、経営戦略について、毎年度の進捗管理を通して財政状況や社会経済情勢の変化を把握するとともに、定期的に見直しを行うなど、柔軟に対応し利用者の理解と協力を得ながら、積極的に経営戦略の実現を図られたい。

### 【参考】

- ・ 諮問書の写し
- ・ 審議経過
- ・ 委員名簿

明水総第29号  
2024年(令和6年)10月31日

明石市上下水道事業経営審議会会長 様

明石市長 丸谷 聡子



明石市水道事業の経営基盤の強化及び次期明石市水道事業経営戦略の策定について (諮問)

標記の件について、明石市上下水道事業経営審議会規則(令和6年規則第26号)第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

明石市水道事業の経営基盤の強化及び次期明石市水道事業経営戦略の策定について

2 諮問理由

本市水道事業は、平成29年3月に策定した「明石市水道事業経営戦略(平成29年度～令和8年度)」に基づき、「安全・安心・安定」でおいしい水の供給をめざして」を基本理念とし、明石川河川水からの水源転換による施設の統廃合や業務の委託化による民間活力の積極活用など、経営健全化の取組みを進めてきたところです。

水道事業を取り巻く環境は、老朽化した水道施設の更新・改良工事の本格化による工事費、水源水質の悪化に対する対策費及び物価高騰による動力費等が増加している一方で、節水型社会への移行の進展、更には将来的な人口減少による給水収益の減少など、厳しさを増すことが想定されます。

このような状況を踏まえ、安全・安心な水道水を安定して市民に供給するため、将来を見据えた経営基盤の強化及び中長期的な経営の指針となる次期明石市水道事業経営戦略の策定についてご意見を賜りますよう、貴審議会に諮問いたします。

## 明石市上下水道事業経営審議会 審議経過

- 1 第1回審議会（令和6年10月31日）
  - ・「水道事業の経営基盤の強化及び次期経営戦略の策定」について諮問
  - ・水道事業の諮問事項について集中審議することを確認
  
- 2 第2回審議会（令和6年12月16日）
  - ・前回の経営戦略の総括
  - ・水道事業の課題の抽出
  
- 3 第3回審議会（令和7年3月17日）
  - ・経営戦略の基本理念と基本方針
  - ・ハード面の課題に対する対策
  
- 4 第4回審議会（令和7年6月9日）
  - ・財政シミュレーション結果
  
- 5 第5回審議会（令和7年9月2日）
  - ・料金体系の検討
  
- 6 第6回審議会（令和7年11月18日）
  - ・料金表（案）の検討
  - ・経営戦略の骨子
  
- 7 第7回審議会（令和8年1月26日）
  - ・料金表（案）
  - ・経営戦略及び答申の素案
  
- 8 第8回審議会（令和8年2月24日） ※書面開催
  - ・経営戦略（案）
  - ・答申（案）

## 明石市上下水道事業経営審議会委員

敬称略 委員五十音順

職務	氏名	所属・役職等
会長	かわらだ さき 瓦田 沙季	兵庫県立大学大学院 教授
会長職務 代理者	わたなべ もりよし 渡部 守義	明石工業高等専門学校 教授
委員	おしたに まさと 押谷 正人	公募市民
//	たなか きよこ 田中 喜代子	公募市民
//	はさば まさゆき 架場 雅志	地方共同法人 日本下水道事業団 近畿総合事務所 次長
//	ほしかわ ひろあき 星川 啓明	星川啓明公認会計士税理士事務所
//	まつもと よしたか 松本 好隆	明石商工会議所 副会頭((株)きしろ 代表取締役社長)
//	みやた よしのり 宮田 義範	公益社団法人 日本水道協会 調査部調査課長
//	わたなべ よしえ 渡部 世志恵	明石市消費者協会 会長

ふるさと たかこ  
古里 貴子 明石ピアポの会 (令和7年1月14日まで)

さえき えつこ  
佐伯 悦子 明石市消費者協会 前会長 (令和7年6月9日まで)